

障害者地域生活支援
センター事業(就労生活支援事業)
について

就業を希望する障害者に対して、必要な訓練、指導などを行う障害者地域生活支援センター事業を4月から実施します。

対象者 職場での定着が困難な障害者や就業したが、職場不適應のため離職した障害者などで市内にお住まいの方。
利用日 月～金曜日
(年末年始、祝日は休み)

時間 午後1時～5時

場所 立田社会福祉会館内
利用料 無料

申し込み 申請書に必要事項を記入の上、佐織庁舎社会福祉課または各庁舎地域福祉課へ提出してください。
問い合わせ先
障害者地域生活支援センター

佐織庁舎 社会福祉課 ☎24-5502
☎25-1111

人権相談

皆さんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配ごとがありましたら、市人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

日時 4月3日(火)
午前10時～11時30分

場所 佐織庁舎 2階第1委員会室
相談事項
親子・夫婦・扶養・相続・借地・借家・名譽・信用・差別・私的裁判・いじめ・体罰などの人権問題

問い合わせ先

佐織庁舎 社会福祉課 ☎25-1111



小中学校の就学援助

市ではお子さんを小・中学校へ通学させるのに必要な経費について、経済的に困りの方で、次の条件に該当する家庭には、給食費や学用品費、修学旅行費などを援助する事業を行っています。

援助を受けることができる方
①生活保護が停止または廃止になった方
②市民税が非課税または減免されている方

③個人事業税または固定資産税が減免されている方(新築による固定資産税の減免は該当しません)

④国民年金の保険料または国民健康保険税が減免されている方

⑤児童扶養手当が支給されている方(児童手当は該当しません)

⑥生活福祉資金の貸付を受けている方
⑦失業対策事業適格者手帳を持っている方、または職業安定所登録日雇労働者である方

⑧その他(①～⑦以外で、次のいずれかに該当する方)
●保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる方

●学校納付金の納付状況が悪く、学用品などに不自由している方などで、保護者の生活状況が極めて悪いと認められる方

受付場所

八開庁舎 学校教育課または、佐屋公民館、佐織公民館、立田体育館。
※なお、休館日は各庁舎地域市民課

申請方法

●援助を希望される保護者が申請してください。(代理による申請はできません)
●今まで援助を受けていても、援助を受けるためには毎年申請が必要です
●平成18年分の世帯全員の所得申告がなされていない方の申請は受付できません。

●申請書は各受付場所にあります。

必要書類

●所得証明
平成18年1月2日以降に愛西市に転入された方につきましては、所得証明書が必要となります。その際の所得証明書は、平成18年1月1日の在

住地の市町村で取っていただくこととなります。

●援助を受けることができる方(①～⑦)の証明となるものの写し

●印鑑

●保護者名義の預金口座番号が確認できるもの(郵便局は除く)

受付期間

4月9日(月)～27日(金)
午前9時～午後5時

所得基準の目安

家族の人数	平成18年分の総所得額
2 人	2,062,000円
3 人	2,568,000円
4 人	2,769,000円
5 人	3,211,000円
6 人	3,495,000円

※この表は目安であり家族の年齢や構成によって異なります。

問い合わせ先

八開庁舎 学校教育課 ☎37-0231